

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人かわさきし					チェック欄		
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること						○		
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと								
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと								
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること								
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること								
NPO法人は「主たる目的」でなければ行えるが、認定を受けるためには、一切行えない活動								
イ	項	目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
	宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ	項	目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
	役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時の額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	役員等に対し役員等の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
寄附という名目でなくても、金銭その他の資産、経済的な利益の贈与、無償の供与を行うと該当								

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(ハ及びニ)の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請にあたっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、その内容に変更がないときは、改めて記載する必要はありません。

ハ

項 目		実績判定期間
事業費の総額	①	20,000,000 円
特定非営利活動に係る事業費の額	②	20,000,000 円
特定非営利活動の割合 (②÷①)	③	100%

活動計算書の「経常費用」の事業費の合計額(「その他の事業」がある場合には合計に含める。)

㊦ 「ハ」について、事業費以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を記載してください。

使用した指標	単位

・ 算出方法を具体的に示す資料を添付してください。

80%以上で基準を満たす

ニ

項 目		実績判定期間
受入寄附金総額	①	6,499,895 円
受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額	②	6,499,895 円
受入寄附金の充当割合 (②÷①)	③	100%

第1表付表1「受け入れた寄附金の明細表」の「㊦」欄の金額を転記

70%以上で基準を満たす

※ハ、ニについて、実績判定期間中に「特定資産」等の勘定科目を設定した場合、以下に勘定科目及び金額を記載してください。

勘定科目	金額
	円

(注意事項)

- ・ 「認定基準等チェック表(第4表 次葉)」(ハ及びニ)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第4表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イ及びロの各欄共通	<p>該当する一方を「○」で囲みます。</p> <p>「役員等」とは、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者をいいます。</p> <p>「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>	<p>第4表付表1「役員等に対する報酬等の状況」及び2「役員等に対する資産の譲渡等の状況等」を記載し、添付してください。</p> <p>なお、当該「@」から「◎」については、認定基準等チェック表(第3表)のイに記載する各期間(「@」から「◎」)を示したものです。</p>
ハ	<p>共通事項</p>	
	<p>「事業費の総額①」欄</p>	<p>損益計算書を作成している場合には、損益計算書により事業に係る支出金額を算出して記載しても差し支えありません。その場合には、損益計算書及び金額の算定方法を添付してください。</p>
	<p>「特定非営利活動に係る事業費の額②」欄</p>	<p>特定非営利活動に係る部分とそれ以外に共通する事業費は、それぞれに合理的に配賦します。</p> <p>積立金相当額を②に入れて判定した後に、当該積立金を取り崩して費消(資産の取得等を含む。)し、かつ、活動計算書において費用(取得資産に係る減価償却費を含む。)として計上されている場合には、既に②に含めて判定しているため、その費用を①及び②から除いて判定する必要があります。</p>
ニ	<p>「受入寄附金総額①」欄</p>	<p>第1表付表1「受け入れた寄附金の明細表」の「A」欄の金額を転記します。</p>
	<p>「受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額②」欄</p>	<p>積立金相当額を②に入れて判定した後に、当該積立金を取り崩して費消(資産の取得等を含む。)し、かつ、活動計算書において費用(取得資産に係る減価償却費を含む。)として計上されている場合には、既に②に含めて判定しているため、その費用を①及び②から除いて判定する必要があります。</p>
	<p>「受入寄附金の充当割合③」欄</p>	<p>割合が100%を超える場合は、100%と記載します。</p>

- ハについて、一定の条件の下、将来の特定非営利活動に充てるために当期に「特定資産」等として貸借対照表に計上した金額は、当期の「事業費の総額①」欄、「特定非営利活動に係る事業費の額②」欄にそれぞれ算入できます。
- ニについて、一定の条件の下、将来の特定非営利活動に充てるために当期に「特定資産」等として貸借対照表に計上した金額は、当期の「受入寄附金総額①」欄に加え、「受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額②」欄にも算入できます。